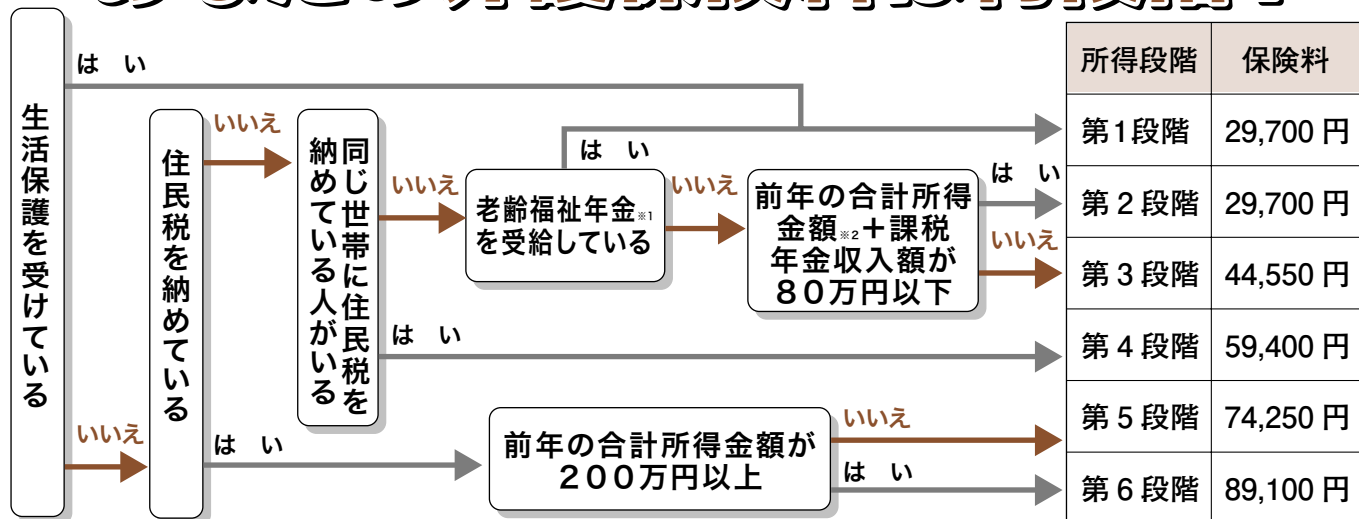


あなたの介護保険料は何段階？



※1 老齢福祉年金：明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた方が受けている年金です。
 ※2 合計所得金額：「所得」とは実際の「収入」から「必要経費の相当額」を差し引いた額です。



介護保険料の減免が受けられます。

以下のような方は、介護保険料の減免が受けられる場合があります。該当されると思われる方は、介護長寿課までご連絡ください。

- ①生活が困窮している状態にあると認められる者
- ②災害による農水産物の不作等により著しく収入が減少した者
- ③住宅または日常使用する家財が災害により、損害を受けた者

介護保険とは・・・

介護保険は、高齢者の介護を社会全体で支える制度です。また、病気やケガと同じように、自分が高齢になったときに、いつ介護が必要になるかわかりません。医療保険と同様、自分や家族などが介護されるときに備えての保険ですので、**40歳以上の方は全員自動的に加入**することになります。

介護保険は、医療保険、年金保険、雇用保険、労働者災害補償保険に次ぐ5番目の社会保険(公的保険)となります。よって、対象になれば強制的に加入することになり、民間保険のように個人の意思によって任意に加入・脱退することはできません。(介護保険法第4条第2項【国民の義務】)

社会保険(公的保険)は、民間保険と異なり誰にでも起こりうることから、誰にでも必要となる保険を、**国が制度をつくり、市町村などが運営**する社会保険制度です。



介護保険料を滞納すると・・・

みなさん介護保険料の納め忘れはありませんか？特別な理由もなく介護保険料を滞納すると、やむをえず次のような措置がとられることがあります。

①2年以上の滞納

利用者の負担が1割から3割に引き上げられ、利用者の負担が高額となったときに受けられる高額介護サービスの給付が受けられなくなる場合があります。

②1年6カ月以上の滞納

サービスの一部または全部が一時的に差し止められる場合があります。

③1年以上の滞納

利用しているサービスの費用を、いったん全額支払うことになる場合があります。



※例えば、2年以上滞納している方が、デイサービスを週に2回利用している場合、通常1回で約1,000円の自己負担が3,000円となり、1月で約8回利用したとすると、介護保険料を納めている方と比べて、16,000円の負担増となります。年間で192,000円の負担増となりますので、そうならないためにも介護保険料の納め忘れのないよう気をつけるように心がけましょう。

問い合わせ先：介護長寿課 ☎973-3208